

きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察
対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は
若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実
ときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該職
員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場
所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内
容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項

雇用の分野における男女の均等な機会及び
待遇の確保等に関する法律（抄）
（昭和四十七年七月一日法律第百十三号）

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等
 - 第一節 性別を理由とする差別の禁止等(第五条—第十条)
 - 第二節 事業主の講ずべき措置(第十一条—第十三条)
 - 第三節 事業主に対する国の援助(第十四条)
- 第三章 紛争の解決
 - 第一節 紛争の解決の援助(第十五条—第十七条)
 - 第二節 調停(第十八条—第二十七条)
- 第四章 雑則(第二十八条—第三十二条)
- 第五章 罰則(第三十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律として、性別を理由とする差別の禁止等、事業主の講ずべき措置、事業主に対する国の援助、紛争の解決の援助、調停、雑則及び罰則を定めることとし、この法律を施行するに必要とする事項を定めることとするとともに附則を定めることとする。

(職場)

第二節 事業主の講ずべき措置

育児休業、介護

に係
後の
育児

(育児休
第六条)

付
属
資
料

- 一 労働者の育児休業及び介護休業中における待遇に関する事項
- 二 育児休業及び介護休業後における賃金、配置その他の労働条件に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定め